

# 補 足 資 料

---

# ○ 放置違反金制度について

## 放置違反金制度の導入の経緯

駐車違反関係の110番通報の数が増加して、違法駐車問題は深刻な都市問題のひとつとされていたこと、治安状況が悪化する中で駐車違反取締りに振り向けることができる警察力にも限界があったことより、平成16年に道路交通法が改正され、放置違反金制度及び放置車両の確認事務の委託する枠組みが創設された。

## 放置違反金制度の概要

放置車両(※1)の使用者(※2)に対して放置違反金の納付を命ずることにより使用者責任(※3)を追及する制度である。

また、放置違反金の納付命令書を受け、これを滞納して公安委員会による督促を受けた者は、車検時に、放置違反金を納付したこと又は、徴収されたことを証する書面を提示しなければ自動車検査証の返付を受けることができなくなる。

### (※1) 放置車両

違法駐車と認められる場合における車両であって、運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの。

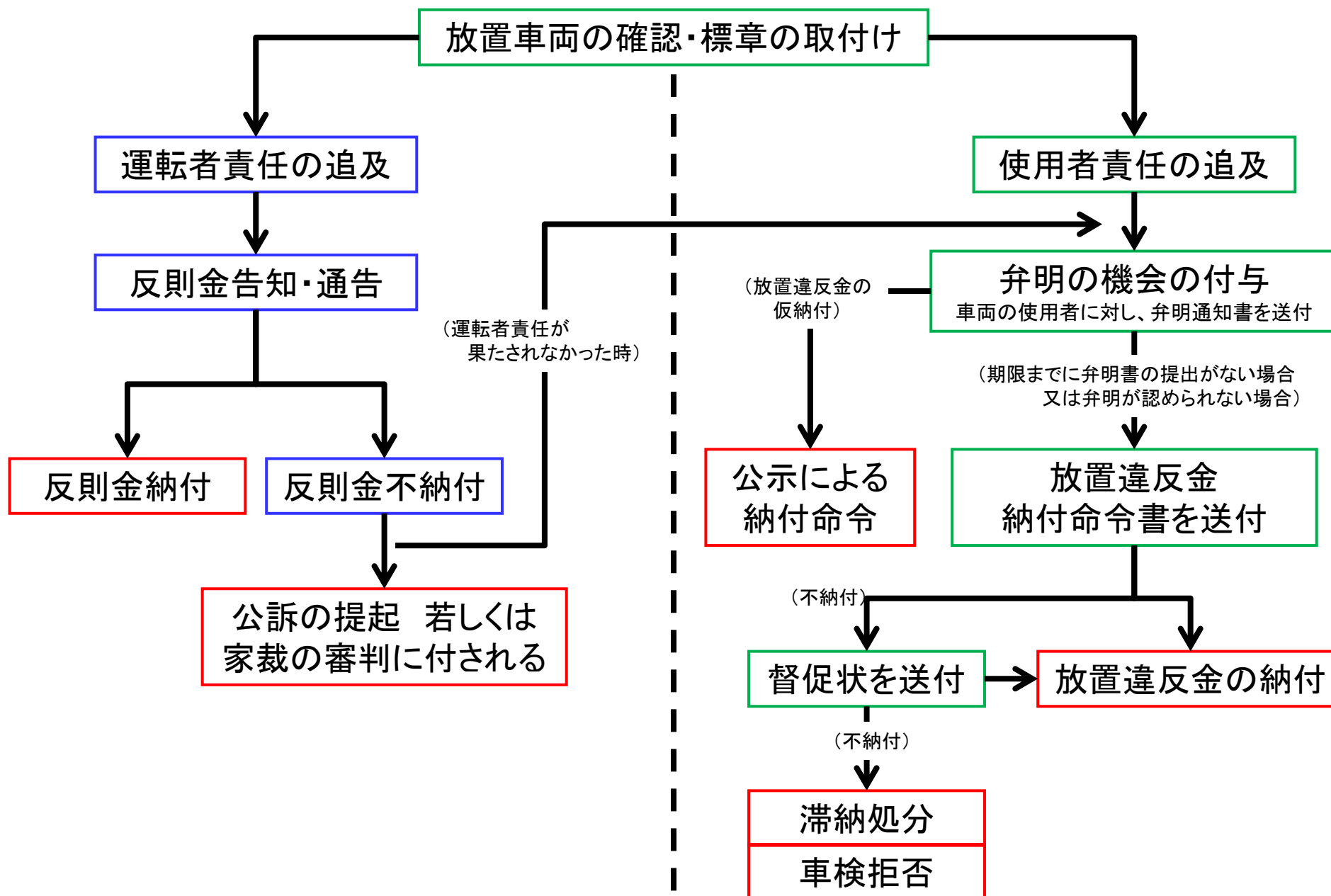
### (※2) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、車両の運行を支配・管理する者であり、車両の運行について最終的な決定権を有する者であり、通常、自動車検査証に記載されている使用者をいう。

### (※3) 使用者責任

放置駐車違反が起こらないようにする運行管理義務の懈怠に対する責任であり、放置駐車違反をした直接行為者としての責任である運転者責任とは、別個独立の責任である。

# ○ 放置違反金制度について



## ○ 放置違反金制度について

### ■ 道路交通法（昭和35年6月25日 法律第105号）

（放置違反金）

**第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両**（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）**であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの**（以下「放置車両」という。）**の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。**

- 2 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用者、運転者その他当該車両の管理について責任がある者が取り除く場合は、この限りでない。
- 3 警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による報告を受けた**公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。**ただし、第一項の規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。
- 5 前項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとする。
- 6 公安委員会は、納付命令をしようとするときは、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面（以下この項及び第九項において「弁明書」という。）及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
  - 一 当該納付命令の原因となる事実
  - 二 弁明書の提出先及び提出期限
- 7 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 8 放置違反金の額は、別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。
- 9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。
- 10 納付命令は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。
- 11 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなす。

## ○ 放置違反金制度について

(前頁の続き)

- 12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならない。
- 13 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。
- 14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料(以下この条及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。)を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とする。
- 16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消さなければならない。
- 17 公安委員会は、前項の規定により納付命令を取り消したときは、速やかに、理由を明示してその旨を当該納付命令を受けた者に通知しなければならない。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。
- 18 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。  
(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第九号)

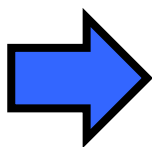
(放置違反金等の納付等を証する書面の提示)

- 第五十一条の七 自動車検査証の返付**(道路運送車両法第六十二条第二項(同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による自動車検査証の返付をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、その自動車(同法第五十八条第一項に規定する自動車をいう。)が最後に同法第六十条第一項若しくは第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付又は**自動車検査証の返付を受けた後に第五十一条の四第十三項の規定による督促**(当該自動車が原因となつた納付命令(同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。)に係るものに限る。)を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならない。
- 2 国土交通大臣等は、前項の規定により同項の書面を提示しなければならないこととされる者(前条第二項前段の通知に係る者に限る。)による当該書面の提示がないときは、自動車検査証の返付をしないものとする。

## ○ 路上喫煙及びポイ捨ての禁止について(千代田区)

### ■ 生活環境条例の導入の経緯

- 千代田区では、「ポイ捨て」や「歩きたばこ」、「置き看板」などの路上障害物といった、まちの環境を悪化させているものへの苦情や改善を求める要望が、以前から多数寄せられていた。
- 従来は、『千代田区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例』により、ゴミのポイ捨てや公共の場所での喫煙を努力義務として禁止し、人々の「マナー」や「モラル」に期待する取組を実施していた。
- 「マナー」や「モラル」に訴える取組では、ほとんど目立った効果は無かったため、平成14年より、『安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例(生活環境条例)』により、過料の適用という「ルール」を設けて、社会全体の意識を変えていくことを目指している。



過料は、あくまでも人々の「マナー」や「モラル」の向上を呼び起こす手段であり、それにより「マナー」や「モラル」の確立を目指し、安全で快適なまちを築いていくことが本来の目的。

(参考)生活環境条例のロゴ (出典:千代田区HP)



マナーから、ルールへ。そしてマナーへ 安全で快適な生活環境のために  
千代田区生活環境条例にご協力ください。  
路上喫煙や吸い殻・空き缶などのポイ捨てなどを禁止する「生活環境条例」が平成14年10月1日から施行されています。



## ○ 路上喫煙及びポイ捨ての禁止について(千代田区)

### ■ 禁止の概要

- 区長が定める路上禁煙地区において、道路上での喫煙、若しくは道路上に吸い殻を捨てる行為が禁止されている。
- これに違反をした場合は、2,000円の過料処分が適用される。



### ■ 過料処分の適用状況

- H14. 11～H24. 3の間で、67,701件の過料処分を実施。

### ■ 条例の効果

- 秋葉原におけるポイ捨て吸い殻の定点観測において、条例施行前であるH14. 9には995本であったところが、施行後のH14. 11には42本に激減し、現在では20本以下の状況が続いている。
- たばこのポイ捨てが原因の火災の件数が、条例施行前は例年20件前後であったのが、平成15年には9件に減少した。

## ○ 路上喫煙及びポイ捨ての禁止について(千代田区)

### ■ 安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例

(平成14年6月25日 条例第53号)

#### (路上禁煙地区)

**第21条** 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上(沿道植栽を含む。)に吸い殻を捨てる行為を禁止する。

4 区長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該地区の区民等の意見を聴くとともに、所轄警察署と協議するものとする。

5 区長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、その地区であることを示す標識を設置する等周知に努めるものとする。

#### (過料)

**第24条** 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

(1)推進モデル地区内において第9条第1項の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者

(2)第21条第3項の規定に違反して路上禁煙地区内で喫煙し、又は吸い殻を捨てた者(前号に該当する場合を除く。)



## ○ 企業名等の公表制度について

- 企業名等の公表制度を有している法律の中で、実際に企業名等の公表を実施している法律は以下の通り。

※国土交通省道路局路政課が平成23年度に実施した公表制度の運用調査により把握したもの

- ・消費生活用製品安全法  
→ 消費者の製品使用に伴う危険回避を図るための公表制度
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律  
→ 障害者の雇用状況の改善を図るための公表制度

 不法占用対策には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」のスキームが参考となる。

### 【障害者の雇用の促進等に関する法律のスキーム】

事業主に対し、法定雇用率(企業全体の常時雇用する労働者の総数の1.8%)以上の障害者の雇用を義務づけており、厚生労働大臣は、その履行を図るため、障害者雇入れ計画の作成命令(§46①)、雇入れ計画の適正実施勧告(§46⑥)を行うことが可能であり、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる(§47)とされている。

### 【企業名の公表とその成果】

平成22年3月、7社について企業名を公表したうち6社については障害者の雇用状況が改善されたが、1社については改善が見られないため、平成24年3月に再公表とされた。

## ○ 企業名等の公表制度について

### ■ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）

（一般事業主の雇用義務等）

#### 第四十三条

7 **事業主**（その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。）は、**毎年一回**、厚生労働省令で定めるところにより、**身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。**

（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）

第四十六条 **厚生労働大臣は**、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、**その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主**（特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）**に対して**、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、**身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。**

- 2 第四十五条の二第四項から第六項までの規定は、前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。
- 3 親事業主又は関係親事業主に係る第一項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者とみなす。
- 4 事業主は、第一項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 5 **厚生労働大臣は**、**第一項の計画が著しく不相当であると認めるときは**、当該計画を作成した事業主に対して**その変更を勧告することができる。**
- 6 **厚生労働大臣は**、**特に必要があると認めるときは**、**第一項の計画を作成した事業主に対して**、**その適正な実施に関し、勧告をすることができる。**

（一般事業主についての公表）

第四十七条 **厚生労働大臣は**、**前条第一項の計画を作成した事業主が**、**正当な理由がなく**、**同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは**、**その旨を公表することができる。**

## ○ 警告ステッカーの貼付による撤去指導

○ ポスター、紙ビラ、立看板等の不法占用物件に対して、ステッカーを貼付することにより自主的な撤去を促している取組として、国土交通省東北地方整備局の事例を紹介する。

- ・ ステッカーの貼付は、行政指導としての位置付け
- ・ 所有者の確認できないポスター、紙ビラ、立看板等に対してのみ実施
- ・ 貼付する位置は、当該物件の目的である宣伝効果を阻害しない場所

